

令和2年第1回定例（3月議会）市議会一般質問議事録抜粋



中津市議会議員 大塚 正俊

1. 中津市の財政は大丈夫か

昨年11月26日、杵築市は、「令和5年度に国の財政再生団体に転落する恐れがある」として3年間の緊急対策の原案を公表しました。財政調整基金が激減しており「このまま推移すれば令和4年度には枯渇する」と説明、全ての既存事業を抜本的に見直すこととし、年間10億円の削減を目標としています。

財政の柔軟性を示す「経常収支比率」は、平成30年度決算で100.9%となり、100%超えは自由に使える一般財源から社会保障費など経常的な経費を賄えないことを意味しています。経常収支比率は平成27年度の90.7%から平成29年決算で98.5%に達し、わずか3年で10ポイント上昇しました。

平成30年度決算における杵築市の財政の健全度を測るものさしである財政健全化判断比率の実質赤字比率はマイナス、連結実質赤字比率もマイナス、実質公債費比率は早期健全化基準（イエローカード）25%に対して10.6%、将来負担比率は早期健全化基準350%に対して46.6%と4つの指標はすべて基準内となっており、財政破たんを監視するための指標にはなり得ていないことが露呈しました。

杵築市の説明会資料によれば、杵築市の財政は、子ども・子育て制度の充実に伴う負担の増加、障がい者の自立支援の充実、生活保護等の扶助費の増加など少子高齢化、貧困対策などによる社会保障経費の増加、昭和50年代から一部事務組合方式で行ってきた共同事務に係る施設の更新需要（藤ヶ谷清掃センター、消防組合本庁舎、秋草葬祭場など）による一部事務組合負担金の増加、事務事業の多様化に伴う職員数の増による人件費の増加などにより経常的経費が大幅な増加をする一方、歳入では、普通交付税が合併算定替えの終了により平成27年度から段階的に削減されたことなどにより経常的収入も減少してきました。

更に、合併特例債の発行期限が迫るなか、活用できる財源があるうちに懸案となっていた大型事業（錦江橋改良事業、杵築中学校改築事業、市立図書館改築事業、学校給食センター改築事業等）を実施すべきであるとの考え方から、短期間で集中して実施してきたことにより、今後、公債費の増加は必至であり、後年度の財政運営の大きな課題となっています。と記載されています。

今回の杵築市の財政悪化の報道を受け、市民の方から中津市の財政は大丈夫かとの声が寄せられています。

（1）財政再生団体に転落する危険性

中津市における平成30年度決算の財政健全化判断比率の実質赤字比率はマイナス、連結実質赤字比率もマイナス、実質公債費比率は早期健全化基準25%に対し5.7%、将来

負担比率は早期健全化基準 350%に対して 36.9%と4つの指標はすべて基準内となっています。しかし、経常収支比率は平成 21 年度決算の 89.5%に対して平成 30 年度決算では 96.6%と年々増加傾向にあり、財政の硬直化「家計に余裕がない状態」になっています。平成 30 年度決算における財政調整基金残高は 38.8 億円と目標である 25 億円以上を確保できていますが、職員退職手当基金や地域振興基金などのその他の基金の取り崩しがここ数年で加速化し、平成 21 年度決算残高の 92.8 億円に対して平成 30 年度決算では 65.1 億円となっています。

そこで、中津市の財政再生団体に転落する危険性について伺います。

【財政課】

まず、市財政の健全性の確保についてですが、常に留意しながら行財政運営にあたっているところです。ご質問の財政再生団体になる条件ですが、夕張市の財政破綻を受けて制定されました「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」及び「実質公債費比率」のいずれかが財政再生基準以上である場合に「財政再生計画」を定めなければならないと規定されています。

この財政再生基準は同法施行令に規定されており…

- ・実質赤字比率 20%以上
- ・連結実質赤字比率 30%以上
- ・実質公債費比率 35%以上 となっています。

中津市の平成 30 年度決算におけるこれら3つの指標の値は、議員ご指摘のとおり…

- ・実質赤字比率 マイナス 5.9%
- ・連結実質赤字比率 マイナス 32.89%
- ・実質公債費比率 5.7%

であり、財政再生基準はもちろん、その前段階である早期健全化基準も下回っていることから、一定の健全性は確保されているといえます。

しかしながら、中津市においても他の多くの地方自治体と同様に、少子高齢化による社会保障費の増加や、人口減少による税収の減少等が財政運営に影響を及ぼすことが予想されます。財政健全化比率の数値に安心することなく、持続可能な財政運営のため、「行政サービス高度化プラン」の推進に、より一層力を入れてまいります。

(2) 財政運営の基本的な方針

財政健全化判断比率の指標が基準内だからと言って決して「健全」とは言いきれません。地方自治体はこの数値だけで安心することなく、しっかりと将来を見据えた財政運営を行なわなければなりません。そこで、財政の健全化に向けた中津市の財政運営方針について伺います。

【財政課】

財政の健全化にかかる財政運営方針ということですが、中津市行政サービス高度化プランにおいて、4つの基本方針を定めております。

- 1) 効率的で質の高い公共サービスの展開

- 2) 持続可能な財政基盤の確立
- 3) 行政課題への対応力の向上
- 4) 協働・連携によるまちづくりの推進

また、基本目標として、「財政調整基金 25 億円確保」「市債残高 400 億円以下」「政策市役所への脱皮」を掲げているところです。

②中津市行政サービス高度化プランにおける令和 3 年度末における財政調整基金の 25 億円以上の確保、普通会計の市債残高 400 億円以下の達成は可能かどうか伺います。

【財政課】

行政サービス高度化プランにおける基本目標の達成についてですが、財政調整基金残高につきましては、平成 30 年度末決算で約 38.8 億円、令和元年度末見込みで約 34.9 億円となっており、目標である令和 3 年度末においても 25 億円以上を確保できる見込みですが、基金全体では減少傾向にあるため、令和 4 年度以降もしっかりと残高を確保できるよう努力してまいります。

また、市債残高につきましては、平成 27 年度末で約 447.8 億円あった残高が、令和 2 年度当初予算編成後の見込みですが、令和 2 年度末に 408.3 億円まで順調に減少する見込みであり、こちらも令和 3 年度末残高 400 億円以下の目標達成が見えてきた状況です。

③平成 17 年の合併以降で地方債元利償還額（借金返済額）のピークは平成 28 年度の約 55.7 億円、それ以降は減少傾向となっており、平成 30 年度決算では約 51.6 億円となっています。そこで、令和元年度（決算見込み）と令和 2 年度当初予算における地方債元利償還額を伺います。

【財政課】

市債の元利償還額ですが、令和元年度決算見込み額は 5,205,781 千円、令和 2 年度当初予算では 5,050,416 千円となっています。

④引き続き地方債元利償還額を減らしていく必要がありますが、令和 3 年度以降、令和 2 年度当初予算における地方債元利償還額上回る年度はあるのか。

【財政課】

令和 3 年度以降の元利償還につきましては、今後の地方債制度の動向、借入額、借入利率などとの兼ね合いで変動していくものではありませんが、現時点の試算では令和 2 年度当初予算額を上回らない範囲で推移していく見込みです。

（3）持続可能な財政運営に向けて

中津市の経常収支比率は平成 21 年度決算の 89.5%に対して平成 30 年度決算では 96.6%と年々増加傾向にあり、必ず支払わなければならない義務的経費が増加し、新たな政策への投資が出来なくなる「お金がない」状態になりつつあります。一般的には、70～

80%は適正、80~90%は弾力性をやや欠く、90~100%は弾力性を欠く、100%以上は硬直化＝新たな投資ができないとされています。

そこで、経常収支比率を低下させる方策について伺います。

【財政課】

経常収支比率につきましては、本議会で提案しています、令和2年度当初予算と平成27年度当初予算との比較では、分母となる市税につきましては、近年、好調な企業立地件数により5.5億円の増(+5.3%)となっているものの、分子となる扶助費が、少子高齢化による社会保障費等の増大により13.7億円の増(+15.5%)となっており、経常収支比率を引下げるには、大変厳しい状況ではあります。

行政サービス高度化プランでは、持続可能な財政基盤の確立として、市税の確保、資金運用の効率化、総人件費の抑制、消耗品や印刷製本の物件費の削減、補助金の見直し等を取組み項目として掲げていますので、より一層取組んでいきたいと考えています。

②杵築市の財政悪化の最大の原因は、短期間に大型事業を実施し、その起債償還額（借金返済）が大きく膨らんだことにより財政破たんの危険性が高まったと分析しています。

合併による地方交付税の優遇措置が終了し、地方交付税や税収が減少してくる中、市長に大型事業はやめましょうとストップをかけられなかったことに問題があったのではと考えます。

そこで、奥塚市長は特に財政に詳しいのでこんな無理はしないと思いますが、仮に大型事業を実施すると言い出した時に、市役所内では誰が市長にストップをかけるのかお聞きします。

【財政課】

予算編成における基本的な考え方を申し上げます。

地方自治法において、予算の調整及び執行は市町村長の担当事務とされており、また、地方財政法において、「当該年度のみならず、翌年度以降における財政の状況をも考慮して、その健全な運営をそこなうことがないようにしなければならない」と規定されています。

こうした法の趣旨に則り、限られた財源を有効に活用するため、最小の経費で最大の効果が発揮できる予算編成に努めております。

【大塚議員】

市長にストップをかけるのは、誰かと聞いているのです。それは、毎月開催されている庁議の部長会であるべきだと思います。

中津市庁議要綱第6条（庁議の責務）では、部長会は、行政組織における最高庁議機関として常に権威を持ち、社会状況の変動に対応する行政運営及び職員の資質向上を図る審議に努めなければならないと規定されています。ここで無理なら、部長会の議長の副市長がストップをかけるべきものだと思います。

③成熟社会の行財政運営としては、新たに建設事業を行うのではなく、既存インフラの維持管理に力を入れ、長期にわたって活用する政策が必要になります。つまり、ハード事業の投資的経費を増やすより維持補修費を充実させ、環境や社会教育、地域福祉などソフトな行政サービスへ転換することです。

そこで、令和元年3月に公表した財政推計では令和2年度以降の普通建設事業費を55億円で縮減するとしています。さらに圧縮して平成30年度決算額の約50億円（一般財源充当額9億円）以下、平成19年の第1期中津市行財政改革5か年計画」の財政推計45億円（一般財源充当額8億円）以下に縮減すべきと考えますが如何ですか。

【財政課】

現在の中津市の予算規模においては、例えば今議会に提案している補正予算のように、国の景気対策に連動した予算措置などの影響で、年度間の建設事業費は大きく変動します。そのため、一律何億円以下という基準を設けることは適当ではないと考えております。

議員ご指摘のとおり、今後はインフラの維持に多くの予算が必要となっていく見込みですが、一方で必要な施設整備はしっかり行っていく必要があります。建設事業など臨時的経費の予算は、人件費などの経常経費の予算と表裏一体です。健全財政維持のため、予算全体を俯瞰しつつ、経常経費の削減に努める一方で、建設事業については事業費の平準化を図っていくほか、起債制度や補助金制度を最大限活用しながら財源確保に努めてまいります。

2. 合併処理浄化槽の普及にむけて

中津市の公共下水道事業は、公共用水域の水質保全や住生活環境の改善、内水面の浸水対策等を目的に現在整備中の旧中津市と事業完了している旧三光村・旧山国町の計3処理区で事業を行っています。

中津処理区は、昭和54年3月に第1期事業計画として312haの事業認可を受け事業に着手し、昭和61年4月に供用開始を行いました。事業の進捗により区域を拡大しながら現在、第6期計画として全体計画2,588ha、事業計画1,434haの整備を行っています。

平成31年3月末現在、公共下水道の整備率は認可区域内で約58%となっており、認可区域内(1434ha)に下水道が普及するのに10年から20年、事業費約80億円、下水道全体区域(2588ha)では50年から60年、事業費約400億円が必要と試算されています。

(1) 下水道全体計画と認可区域の見直し

昨年11月、市内3か所において公共下水道区域の見直し(案)について説明会を開催しましたが、今回の全体計画、認可区域の見直しの概要と見直しに至った経過、説明会で出された意見について伺います。

【下水道課】

まず、全体計画及び認可区域見直しに至った経過についてお答えいたします。

中津市では、公共用水域の保全及び地域社会の環境保全のため、汚水処理施設の整備を進

める基本方針として「中津市汚水処理構想2015」を策定し、家庭雑排水やし尿などの汚水処理方法として、集合処理（公共下水道）区域と個別処理（合併処理浄化槽）区域を定め、それぞれの整備を推進してまいりました。

しかしながら、平成30年度末現在、公共下水道の整備率は、事業認可区域内で約58%と遅れており、すべての区域の整備を終わらせるには、今後も多額の事業費と長い年月がかかることが見込まれます。残された未整備地区については、一刻も早い下水道整備は必要ですが、国の下水道事業予算は減少が続き、直近3年間では中津市の補助金要望額に対し、内示額は約7割程度と補助金の配分も大変厳しい状況が続いています。

また、国・県の方針として、下水道区域を見直すことにより汚水処理の早期概成を推進するように示された事や、人口減少、高齢化等の社会情勢の変化などを考慮すると、事業の経済性や効率的な整備・運営管理を計画的に実施していかなければなりません。そこで、より効率的な汚水（生活排水）処理施設の整備と汚水処理の普及を目的として、計画の見直しを行うことといたしました。

次に、見直しの概要についてですが、市民の皆様に公共下水道計画区域の見直しに向けたアンケート調査を行いました。この調査により寄せられました「公共下水道でも合併処理浄化槽でも市にとって最も経済的で住民負担の少ない方法で整備すべき」や「公共下水道区域を見直して、合併処理浄化槽により速やかに進めるべき」との意見を勘案いたしまして、拡大と縮小に分けて検討を行いました。

拡大する区域については、下水道整備に多額の費用を必要とせず、早期整備が見込める地域、縮小する区域については、整備に多くの費用が必要であること。整備に長い期間を要すること。施工条件が厳しく整備工事が困難な地域など様々な状況を踏まえて検討した計画案となっております。

最後に、説明会で出された意見についてですが、今回大きく見直しを行う予定となっている、小祝地区、上池永・大幡地区、高瀬地区の3地区において「公共下水道区域の見直し(案)」の説明を行いました。この中で、下水道区域縮小に関して、「事業計画から外れた場合の水洗化方法」、「残る認可区域内整備の時期」、また、合併処理浄化槽の補助金や整備に関して、「補助金の年間総額（上限）ならびに上乘せ制度、浄化槽設置費の支払い方法や整備期間」等についての質問が中心であり、区域見直しについての反対意見等は特にありませんでした。

②中津市の下水道特別会計の一般会計からの繰入額は平成30年度決算では約9.3億円、地方債残高は約135億円、起債償還額は約7.4億円となっており、工事等に要する資本費はもとより、下水道使用料で維持管理費も賄えない実態にあります。このまま事業を拡大することは一般会計を圧迫することとなります。今回の見直しにより平成30年度決算の一般会計繰入金約9.3億円はどの程度削減することが可能となるのか伺います。

【下水道課】

区域縮小後の整備概成が令和8年度以降となるため、整備終了するまでは今までと変わらない事業費が必要になると考えています。また、汚水管渠の整備に加え、雨水幹線及び角木ポンプ場整備にかかる事業を予定していますので、今後、雨水を含む全体計画（処理場更新、汚水管渠、雨水幹線、雨水ポンプ場）を作成後、経営戦略の見直しを行う中で一

般会計繰入金についても推計していきたいと考えております。

ただし、今年度より下水道事業会計も公営企業会計を適用し運営を行っていますので、基準外の一般会計繰入金については今後削減できるよう経営努力をしていきたいと考えています。

(2) 公共浄化槽（市町村設置型）の検討

今回の見直し区域（凍結区域）は、公共下水道区域から合併処理浄化槽区域に汚水処理計画を変更し、下水道を整備しない区域は合併処理浄化槽へ転換することとなります。

個人設置型の合併処理浄化槽では、浄化槽設置にかかる個人負担が総事業費の約60%（改築36%）となることから、国は公共浄化槽（市町村型）に対して循環型社会形成推進交付金制度（個人負担1/10、市町村17/30、国1/3）を創設しています。

市町村設置型は、宅内配管（トイレ等の改修を除く）と合併処理浄化槽設置を市町村が実施し、維持管理も市町村が実施するものです。

公共用水域の保全を目的として合併処理浄化槽の整備を促進するこの制度の導入について伺います。

【下水道課】

市町村設置型の浄化槽については、設置時の個人負担が少なくなるものの、その後の維持管理については使用料を徴収して運営をするようになります。市町村が運営した場合には通常の維持管理費に加え、使用料徴収にかかる事務コスト等（広報活動費、使用料徴収にかかるシステム管理費用、職員人件費）が使用料に上乗せされるため個人設置型よりも維持管理費が高くなります。また、起債額が増加するなど財政的な不安面があるうえ、民地内に設置した浄化槽の維持管理を行うのは多大な事務負担が発生すると思われるので、市町村設置型の導入については難しいと考えております。

(3) 下水道への接続と合併処理浄化槽の設置に係る経費

個人が合併処理浄化槽を設置する場合と下水道へ接続する場合は、整備に要する事業費と個人負担額に開きがあり、その差額を埋める支援が必要と考えます。

そこで、1戸当たりの下水道整備にかかった費用と合併処理浄化槽設置に係る経費、その内訳、またそれぞれの個人負担額について伺います。

【下水道課】

下水道整備にかかる費用ですが、これまで公共下水道施設整備に要した事業費約423億円を、対象エリアの戸数17,086戸で除した約248万円/戸に、排水管工事費平均額約40万円を加えた合計約288万円/戸となります。

次に合併処理浄化槽設置費は、最も設置数の多い5人槽の場合で、平成30年度の申請資料より宅内改装工事費を除き、浄化槽本体工事費が約43万円排水管工事費が約40万円の合計約83万円となっています。

続きましてそれぞれの補助金を差し引いた個人負担額ですが、下水道新築の場合では、補助はありませんので、排水管工事費平均額約40万円と受益者負担金（一般住宅敷地70坪）

約9万2千円を合わせまして、1戸当たり約49万2千円となります。

浄化槽設置にかかる個人負担は、新築の場合が浄化槽本体工事費と排水管工事費の合計83万円から設置補助金の33万2千円を差し引き、1戸当たり約50万円となります。

②1戸当たりの下水道整備にかかった費用（288万円）は合併処理浄化槽（83万円）の3.4倍以上になります。下水道事業はそれだけお金がかかることがわかります。また、個人負担は、合併処理浄化槽設置の方が高くなります。現在の5人槽332,000円（改築の場合532,000円）の補助額の引き上げが必要と考えますが如何ですか。

【下水道課】

ご指摘の通り、1戸当たり整備にかかる費用は公共下水道が合併処理浄化槽より多くの費用を必要としています。

しかしながら、個人負担の面におきましては、新築の場合では、下水道が約49万2千円、合併処理浄化槽が約50万円と同額程度で、改築の場合では、上乗せ補助金の20万円がありますので、合併処理浄化槽がかなり安くなっている状況であり、現段階におきましては、補助額の引き上げについては考えていません。

今後は、国や県の合併浄化槽補助金制度を活用しながら、補助事業の継続に加え、拡充についても要望をしていきたいと考えております。

③現在、下水道区域、農業集落排水区域、小規模集合排水区域以外の区域で家を新たに建てる場合は、必ず合併処理浄化槽を設置するように義務化されているのか伺います。

【建築指導課】

下水道等の区域外で新たに家を建てる場合は、合併処理浄化槽を設置するように義務化されておられません。

④設置が義務化されていない中、普及を促進するためには、合併処理浄化槽の設置に係る経費に含めていない土地改良法に基づく土地改良区に支払う水路使用料・調査手数料等（大井手土地改良区102,500円、荒瀬土地改良区7万円）については、下水道事業をしない区域については市が負担すべきと考えますが如何ですか。

【下水道課】

大井手堰土地改良区及び荒瀬井堰土地改良区の区域内に合併処理浄化槽を設置する際は、各土地改良区が施設の維持管理等に活用する為に水路使用料を設置者から徴収していると伺っております。

下水道事業の区域外になったことを理由に、土地改良区への使用料を市で負担することは考えていませんが、今後、認可区域外となる世帯は合併処理浄化槽設置補助金の対象となりますので、本補助金の活用について、より一層周知に努めていきたいと考えております。

⑤浄化槽を設置する地区によっては、土地改良区とは別に地元負担金等を徴収している団

体があるそうですが、市はその実態を把握しているのか伺います。

【下水道課】

浄化槽を設置する地区によっては、土地改良区とは別に地元負担金等を徴収している団体があるか、市がその実態を把握しているのかとのご質問ですが、特に把握しておりません。

⑥ちなみに、新築や浄化槽の改築の際、合併処理浄化槽の設置について、市は放流同意の提出を求めているのか伺います。

【下水道課、建築指導課】

市として合併処理浄化槽設置の届出、並びに補助金申請の際、放流同意を求めてはおりません。

⑦昭和63年10月27日付、厚生省浄化槽対策室長通知「いわゆる放流同意問題について」第3号では、「地域住民の慣習として放流同意が存在する場合には、浄化槽に対する理解、知識の普及を図り、不合理な放流同意の解消に努められたいこと。」と通知されています。地元負担金等を徴収している団体の有無を調査したうえで、指導すべきと考えますが如何ですか。

【下水道課】

議員が言われますように、地元負担金等を徴収している自治会があるという状況はとくに把握しておりませんが、その目的は、それぞれの自治区の事情により異なり地域合意形成のもとで徴収されていると思われまますので、個々の自治の運営に市が関与することは難しいと考えます。

ただし、合併処理浄化槽についての正しい知識の普及に努めて参りたいと思います。

市も地元負担金を徴収している実態を一部つかんでいるようですが、土地改良区の放流同意の際、印鑑を押している自治委員、土木員は市長が委嘱している方です。不合理な放流同意の解消にむけて、「浄化槽設置に対して、地元協力金と称してお金を徴収してはいけません」と指導すべきと考えます。

（４）下水道使用料と合併処理浄化槽の維持管理経費

合併処理浄化槽を設置すると浄化槽法第11条に基づく法定検査に5000円、年3回以上の維持管理点検、汚泥抜き取りで約35,000円、電気代約10,000円、プロアーの修理等を除いて年間約50,000円（月額約4,160円）の費用が発生します。一般家庭の平均水道使用量は18m³/月なので、下水道使用料は2,948円（年額35,376円）となります。その差額は月額約1,200円、年間約14,600円となります。下水道に接続できずに合併処理浄化槽を設置したご家庭には、この差額分を補助すべきと考えますが如何ですか。

【下水道課】

各ご家庭の浄化槽維持管理費と水道使用量により算出した下水道使用料の差額を補助すべきということですが、合併処理浄化槽については設置時に補助金を出していますので、維持管理費にかかる補助金については考えておりません。

②令和2年度一般会計の合併処理浄化槽設置整備補助金が8,800万円に対して、下水道事業会計には約8億3,400万円の補助金、農業集落排水事業特別会計には2億4,138万円の一般会計繰入金として莫大な予算が投入されています。この不公平を是正する必要があります。

そこで、浄化槽法11条検査の受検率が約73%となっており、公共用水域の保全を図るため、適正な浄化槽の維持管理を指導する観点から、当面この11条検査費用の5000円/戸だけでも助成すべきと考えますが如何ですか。

【下水道課】

浄化槽法11条検査につきましては、法令で義務付けられているため、国庫補助の対象とならない趣旨に鑑み、当該検査費用の助成につきましては考えておりませんが、公共用水域の保全を図るため、今後も浄化槽の維持管理について適切な指導を行い、11条検査の受検率向上に努めていきたいと考えております。

3. 市役所、消防本署の災害への備え

近年、東日本大震災や熊本地震、ゲリラ豪雨の発生、また、今後発生が予想される南海トラフ巨大地震などの大規模災害等に対して、地域の防災拠点としての機能を果たす庁舎や消防本部の在り方が問われています。

昨年10月の台風19号による洪水で宮城県丸森町役場が浸水し、防災拠点としての機能不全となった事案が発生しました。国土交通省の「地点別浸水シミュレーション検索システム」(想定最大規模)によると、三口の堤防が決壊(破堤)した場合、消防本署で約50cm、市役所で3.0mの深さまで浸水する推計となっており、防災拠点としての機能を果たせるかどうか不安を感じています。

(1) 山国川の堤防決壊、停電への備え

そこで、豪雨による堤防決壊や台風・地震等による停電に対応できる各種行政データの保存、自家発電、空調設備、公用車、消防資機材の災害への備えはどのようになっているのか伺います。

【情報管理課】

市役所本庁舎における各種行政データの保存について、基幹システム・内部システム、市民病院の電子カルテシステム、教育委員会の授業・公務システムにつきましては、中津情報プラザ内のデータセンターにて運用しております。

データセンターは、は地上高90cmを確保しており、国土交通省の地点別浸水シミュレーション検索システムにより、データセンターの水深が最大となる場所が、破堤した場合の

浸水深である 50cm の水害があったとしてもデータは守られる環境となっております。

同施設には、無停電電源装置や自家発電設備を備えており、停電があった際にも一時的な運用が可能です。また、突然の電源喪失によるハードディスクへのダメージ回避の対策ともなっています。

【財政課】

自家発電機につきましては、本庁舎建設時に、非常電源及び非常電灯用として、地下機械室に設置をしており、停電の時には、約 10 時間程度稼働が可能となっており、燃料（軽油）を補充すれば、10 時間経った後でも続けて、稼働することができます。

しかし、議員が言われる 3メートルの浸水となった場合は、地下の自家発電機は、稼働ができなくなるため、平成 24 年度に、2 階から 4 階のバルコニーに、計 10 台の非常用発電機を設置しています。

空調設備につきましては、電源喪失したときは、全く使用不可となります。

公用車につきましては、市営駐車場に約 75 台ありますが、浸水被害を受けることが想定出来る時は、時間的かつ人的にかなりの余裕があれば、移動させることは可能だと思います。

しかしながらそうではない時には、職員の生命に関わることでもあり、また渋滞を誘発し、市民の避難に遅れが生じることも考えられるので、慎重に適正な判断が必要だと考えます。

【消防本部】

消防本署におけるデータ保存については、紙ベースの物は三光地区にある東部出張所等へ搬出し、消防本部の基幹システムについては、サーバのバックアップデータを緊急時に持ち出せるようにしている。

自家発電については、現在、中津市消防署の自家発電装置は敷地内に設置しているが、消防本部の心臓部にあたる通信機能へ送電する 1 基は機器の基礎部分や本体の構造自体が高く設計されており、地面から 1m10 cm の高さがある。

仮に停電した場合は、まず瞬時に蓄電装置が稼働するが、自家発電装置も同時に作動し数秒で立ち上がるので、通信機能には支障はない。

室内灯や外灯などその他の機能部分対応は、別に発電機があるが、地面からの高さが 30 cm で、周囲にブロックや土嚢を設置する等浸水対応を考えている。

空調設備については、空調設備は、通信指令室のみ自家発電装置でカバーできる。

公用車については、消防自動車・救急車などの緊急車両をはじめ公用車は、東部出張所へ事前に避難させておく予定。

消防資機材については、消防資機材についても、緊急車両と同様の対応を考えている。

②災害対策本部が設置される市役所や災害対応の最前線となる消防本署は、防災拠点としての機能を果たすことができるのか伺います。

【財政課】

本庁4階の研修室は、非常用電源等、災害対策本部の機能を有しています。しかし、この本庁舎が3.0mの深さまで浸水したときや、大きな被害を受けたときには、代替施設が必要であると考えます。

中津市業務継続計画における代替施設は三光支所とし、災害対策本部については、「Jアラート」や「MCA無線」などの設備の整った、消防本部を使用する計画となっています。しかしながら、消防本部についても、これらの機器の使用については問題ないものの、最大50cmの浸水が想定されていることから、機器の操作等に必要な人員のみ配置し、災害対策本部の本体機能は三光支所を使用したいと考えています。

【消防本部】

現在、消防署員が、大雨による河川氾濫に伴う中津市浸水予想及び対応について、災害時の消防本部の具体的な対応策について危機感を持って調査・研究しており、災害対応拠点としての機能維持に努めていきたい。

(2) 消防本署の移転計画

消防本署は、山国川の堤防決壊等で浸水の恐れがあり、老朽化（築45年）しており、浸水想定のない、安全で機動的な場所に移転すべきと考えます。

具体的には、永添総合運動公園東側の残土置き場への移転を考えています。防災センターを兼ね備えた消防本署の建物、駐車場、訓練場所を除いて、通常は運動公園の駐車場として使用し、災害時には災害対応の拠点となる広場、駐車場として活用してはどうかと考えますが如何ですか。

【消防本部】

消防署の庁舎については、本署が昭和51年7月建築で44年目を迎え、耶馬溪分署が昭和50年3月の建築で45年目、東部出張所が平成27年2月の建築で5年経過している。

消防本部は、24時間365日、人が常駐し休みなく使用している建物であるため、トイレなどの設備や外壁の痛みなど設備自体の老朽化と経年劣化が現れてきている。

まだ具体的な計画はないが、本署の庁舎の建て替えとなった場合は、国交省の浸水想定や今後発生が懸念される南海トラフによる津波被害、また、現在想定されている以上の被害発生などを考えると、災害発生時の市民の救助や消火活動の最前線拠点としての役割を果たすためには、消防本部の機能を常に維持できる場所でなければならないと考える。